第３号様式

（指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）指定申請書
（指定訪問看護事業者等用）

年　　月　　日

(あて先)横須賀市長　様

指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者
指定介護予防サービス事業者
所在地
名　称
代表者

下記のとおり、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第１項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）として指定されたいので申請します。

また、同法第 59 条第３項で準用する同法第 36 条第３項（第１号から第３号まで及び第７号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

<table>
<tr><td rowspan="6">指定居宅サービス事業者
指定訪問看護事業者
指定介護予防サービス事業者</td><td colspan="2">ふりがな
名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td>〒
TEL　　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">代表者</td><td>住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>職　　名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">訪問看護ステーション等</td><td colspan="2">ふりがな
名　　称</td><td>(保険医療機関コード　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　在　地</td><td>〒
TEL　　（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">職員の定数</td><td>（別紙）</td></tr>
</table>

※　更生医療又は育成医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「(更生医療・育成医療)」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

（誓約項目）

障害者総合支援法第 59 条第３項で準用する同法第 36 条第３項（第１号から第３号まで及び第７号を除く）に該当しないことを誓約すること。

1　第４号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2　第５号関係

申請者が、障害者総合支援法その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3　第５号の２関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4　第６号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない。

(１)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

(２)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。

5　第８号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

6　第９号関係

申請者が障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して５年を経過していない。

7　第 10 号関係

第８号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第８号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して５年を経過していない。

8　第 11 号関係

申請者が、指定の申請前５年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9　第 12 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第４号から第 11 号までのいずれかに該当する。

10　第 13 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第４号から第 11 号までのいずれかに該当する。

（第３号様式の別紙）

訪問看護ステーション等において指定訪問看護もしくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第８条第４項に規定する訪問看護に限る。）もしくは指定介護予防サービス（介護保険法第８条の２第４項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職　　種	定　　数

（備考）職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。